

常勤換算について

1. 従業者の常勤換算

常勤換算	常勤の従業者の勤務延時間数／常勤の従業者が勤務すべき時間数
	<p>事業所の従業者の勤務延時間数を、当該事業所における常勤の従業者が勤務すべき時間数（＝週 32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を、常勤の従業者の員数に換算する方法。</p> <p>○算出例：常勤の従業者が勤務すべき時間数＝週 40 時間の事業所において、 →①週 40 H勤務1名^{のみ}の事業所の場合＝40 H／40 H＝常勤換算1 →②週 40 H勤務1名＋週 30 H勤務1名（計2名）の事業所の場合 ＝（40 H＋30 H）／40 H＝常勤換算 1.75</p>

2. 従業者の勤務形態

	定義	該当例
常勤	事業所における勤務時間が、当該事業所の常勤の従業者が勤務すべき時間数（＝週 32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする）に達していること。	●常勤者週 40 H勤務の事業所で、週 40 H勤務の者。
非常勤	事業所における勤務時間が、当該事業所の常勤の従業者が勤務すべき時間数（＝週 32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする）に達していないこと。	●常勤者週 40 H勤務の事業所で、週 20 H勤務の者。
専従	「専らその職務に従事する」 事業所の従業者（常勤・非常勤の別を問わない）が、当該事業所における勤務時間帯を通じて、当該サービス以外の業務に従事しないこと。	●週 40 H勤務の者が、その勤務時間中、当該サービス業務のみ従事する場合。
兼務	事業所の従業者（常勤・非常勤の別を問わない）が、当該事業所における勤務時間帯を通じて、当該サービスと併せて他の業務にも従事していること。	●週 40 H勤務の者が、その勤務時間中、当該サービスと併せて他の業務にも従事している場合。 （管理者と介護職員兼務など）

3. 就労形態のパターン

	専従	兼務
常勤	<p>常勤専従 常勤で勤務している者が、当該事業所における勤務時間帯を通じて、当該サービス以外の職務に従事しないこと。 ●例：常勤者週 40 H 勤務の事業所で、週 40 H 勤務の者が、勤務時間中、当該サービスのみ従事する場合。</p>	<p>常勤兼務 常勤で勤務している者が、当該事業所における勤務時間帯を通じて、当該サービスと併せて他の業務にも従事していること。 ●例：常勤者週 40 H の事業所で、週 40 H 勤務の者が、勤務時間中、当該サービスと併せて他の業務にも従事する場合。</p>
非常勤	<p>非常勤専従 非常勤で勤務している者が、当該事業所における勤務時間帯を通じて、当該サービス以外の業務に従事しないこと。 ●例：常勤者週 40 H 勤務の事業所で、週 20 H 勤務の者が、勤務時間中、当該サービスのみ従事する場合。</p>	<p>非常勤兼務 非常勤で勤務している者が、当該事業所における勤務時間帯を通じて、当該サービスと併せて他の業務にも従事していること。 ●例：常勤者 40 H 勤務の事業所で、週 20 H 勤務の者が、勤務時間中、当該サービスと併せて他の業務にも従事する場合。</p>